

極秘

大本營陸軍部執務要領

- 一、支那事變間大本營陸軍部ニ於ケル執務要領ハ戰時大本營勤務令兵站總監部及兵站總監部隸屬機關勤務令ニ據ルノ外本要領ニ據ルモノトス
- 二、大本營陸軍部ノ執務ハ平時陸軍省、參謀本部、教育總監部以下省部ト略稱ス相  
互間ノ業務分擔ニ拘ラス統帥部ヲ中核トスル大本營陸軍部ノ意志ヲ確定シ省部諸機關ハ之カ實行機關タル如ク其ノ運營ヲ律スルモノトス
- 三、戰時大本營勤務令第五ニ依ル陸軍參謀ノ分擔ハ戰時大本營陸軍部幕僚業務分擔區分規定ニ依ル
- 四、大本營ニ在ル陸軍大臣隨員左ノ如シ

大臣秘書官

陸軍次官

秘書官

- 人事局長
- 補任課課員
- 軍務局長
- 軍事課長
- 軍務課長
- 軍務課員
- 兵務課員
- 防備課員
- 戰備課員
- 整備課員

- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 

S 1.1.1.0 - 27.

7275

S 1.1.1.0 - 27

7274

0297

REEL No. A-0221

五 陸軍大臣隨員ハ大本營陸軍參謀部内關係諸官ノ位置ニ定位ヲ有シ當該諸官ト協力シテ大本營陸軍部案決定ニ參畫スルト共ニ實行部局トシテ

ノ省部ノ業務ノ圓滑ナル運營ニ便ナラシムルモノトス

六 大本營陸軍部ニ於ケル執務中省部關聯事項ノ處理ハ概ネ左記各號ニ據

リ大本營陸軍部案ヲ決定シ省部ヲシテ之カ實行ニ任セシムルモノトス

(一) 戰爭指導ニ關スル陸軍案ノ大綱ハ參謀次長陸軍次官協議ノ上(第一部長、軍務局長要スレハ直接關係ノ部長之ニ參畫ス)立案ヲ陸軍本

臣參謀總長協議決定ス

(二) 人事ノ要綱ハ人事局長總務部長ト協議ノ上立案ス

(三) 宣傳、謀略、防諜ニ關スル業務ハ第二部長ノ主管トシ第八課長之ヲ擔任シ軍事課長、軍務課長並要スレハ其ノ他關係諸官之ニ參畫ス

(四) 前各項以外一般軍事ニ關スル要綱ハ第一部長軍務局長協議ノ上立案シ第三課長軍事課長並要スレハ其ノ他ノ關係諸官之ニ參畫ス

S 1.1.1.0-27 7277

S 1.1.1.0-27 7276

0298